

公立陶生病院組合 公告

下記の業務委託について、次のとおりプロポーザルを実施するので、公立陶生病院組合契約規則第7条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年12月22日

公立陶生病院組合
管理者 瀬戸市長 増岡錦也

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務委託名 公立陶生病院医事・診療事務等業務委託
- (2) 業務委託場所 瀬戸市西追分町160番地内
- (3) 履行期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日
- (4) 業務概要
 - ① 内容
公立陶生病院医事・診療事務等業務委託 一式
 - ② 医事業務の概要
 - ・病床数： 716床（一般 666床、結核 44床、感染症 6床）
 - ・診療科目： 20科
 - ・患者数： 外来1日当たり 1,649人、入院1日当たり 572人（平成21年度）
 - ・看護単位： 15単位（一般病棟14病棟、結核病棟 1病棟）
 - ・レセプト件数、入院1,669件、外来21,629件（平成21年度）

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 平成23年1月1日現在、瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）に対象業務（役務の提供等）に係る業種が記載されている者であること。
- ③ 公告の日から業者選定後の入札の日までの間において、瀬戸市から指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。

(2) 同種業務の実績

告示日現在、500床以上の病院と3年以上継続した医事業務等の契約を有する

こと。

3 提出書類の提出方法等

プロポーザル参加を希望する者は、別に配布する公立陶生病院医事・診療事務等業務委託募集要項（以下「募集要項」という。）の交付を受け、募集要項の内容を確認のうえ提出書類を持参により提出するものとする。

(1) 募集要項の配布期間

平成22年12月22日（水）から平成23年1月5日（水）まで
（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

(2) 配布時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(3) 配布場所

公立陶生病院 会計課

(4) 提出書類の提出期間

平成23年1月4日（火）から平成23年1月13日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(5) 提出時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(6) 提出部数

募集要項の提出書類参照

(7) 提出場所

公立陶生病院 会計課

(8) その他

(ア) 書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、返却しないものとする。

4 プロポーザル実施・業者選定にかかる条件

(1) プロポーザルに参加する者が1社である場合においても、原則としてプロポーザルを執行するものとする。

(2) プロポーザルを実施した結果、業務を委託するに相応しい者がいないと認められた場合、参加した全社を非特定とする場合もある。

5 その他

(1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによるものとする。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、瀬戸市指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。

- (3) 平成23年定例議会において、当該業務に係わる予算案が議決されなかった場合は、当該契約は行わないこととする。

6 問い合わせ先

公立陶生病院 医事課 小林 又は 情報管理課 毛利

瀬戸市西追分町160番地 電話 0561-82-5101 (内線 6408)